

事務連絡
平成23年9月21日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長
産業廃棄物課長

廃棄物最終処分場における焼却灰等の埋立処分について（注意喚起）

廃棄物の適正な処理の推進につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、放射性セシウム濃度 8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物の焼却灰等の埋立処分については、本年8月29日付け環廃対発第110829003号「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」により、焼却灰等と水がなるべく接触しないような対策の考慮や、土壤の層の上に焼却灰を埋め立てるなど、より安定した状態で埋立処分を行うよう周知をお願いしたところです。

このことに関連して、一般廃棄物最終処分場の排水から、モニタリングの目安としている濃度を超過する放射性セシウムが検出される事例が発生しました。事例の報告を受けて、直ちに環境省及び（独）国立環境研究所が現地を調査したところ、大雨により処分場が浸水していたこと及び埋め立てられた焼却灰と排水層の間に土壤層がなかったことが確認されており、これが原因となって、埋め立てられた焼却灰より排水に放射性セシウムが溶出した可能性が高いと考えられます。

そこで、今回の事例を踏まえ、下記について管内市町村等及び管理型最終処分場の設置者等に改めて周知を徹底願います。

記

- 放射性セシウムを含む焼却灰等を埋め立てる際には、焼却灰等と水がなるべく接触しないように、場内の水が溜まりやすい場所での埋立ては行わない等の対策とともに、放射性セシウムの土壤吸着性を考慮して土壤の層の上に焼却灰等を埋め立てる等の対策を考慮すること。また、飛散・流出防止のため即日覆土等を施すこと。

2. 今回の事例のように、場内の水が溜まりやすい場所での埋立てとなっている場合や、焼却灰等と排水層の間に土壌層がない場合、平面的に広い面積で埋立てを実施している場合、集排水管（法面部を含む）の近傍に埋立てを実施している場合など、埋め立てられた焼却灰等から放射性セシウムが溶出しやすい状態にあると考えられる場合には、環境省に報告の上、具体的な対策について検討すること。
3. 対策の検討に当たり、市町村等からの要望があれば、環境省の職員又は（独）国立環境研究所等の専門家が必要に応じ現地を確認の上、助言を行うこととするので、適宜相談いただきたいこと。
4. 一般廃棄物最終処分場又は管理型最終処分場の排水について、放射性セシウムのモニタリングを実施している事例があれば、当職あて報告いただきたいこと。

<連絡先>

環境省廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課（一般廃棄物について） 担当：敷田、村山、豊村
電話：03-5501-3154 FAX:03-3593-8263
Email: hairi-haitai@env.go.jp

産業廃棄物課（産業廃棄物について） 担当：山縣、佐川
電話：03-5501-3156 FAX:03-3593-8264
Email: hairi-sanpai@env.go.jp